

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和7年12月23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年12月23日（火）午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 若色 昭松	2 五十畠節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	8 毛塚 登	9 青木 則夫
10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟	13 生澤 良一
14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 明	17 早乙女とみ
18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一	21 縫村 啓子

欠席委員 7 糸井世志江

## 農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畠 博規

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（所有者不明農地）に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間計画）に対する意見について
議案第7号	行政不服審査法第24条の規定に基づく審査請求に対する裁決について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言	
事務局長	それでは、ただ今から、令和7年12月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。
	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 本日は、7番糸井委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。
議事録署名	
議長	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。 栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	それでは、議事録署名委員は、14番鈴木美智子委員、15番巻島陽一委員にお願いいたします。
会議書記指名	
議長	日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。
議事	
議長	それでは、日程第3の議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
五十畠主事	議案書2ページをご覧ください。 今月の申請は、所有権の移転が5件、使用貸借権の設定が3件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。
	1番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。
	譲受人は、大宮町を中心に米・パクチー・ネギ・ナスを作付してい

ます。申請地でもパクチー・ネギ・ナスを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、鹿沼市を中心にトマト・ほうれん草・小松菜・パクチーを作付けしています。申請地でも、トマトを作付する予定です。

スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定する申請です。

譲受人は、藤岡町甲を中心に米・麦を作付けしています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、特例付加年金受給のため、使用貸借権を設定する申請です。

譲受人は、藤岡町都賀を中心に米・ぶどうを作付けしています。申請地でも、米・ぶどうを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定する申請です。

譲受人は、岩舟町古江を中心に米・トマト・大根を作付しています。申請地でも、米・トマト・大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町古江を中心に米・玉ねぎ・キウイを作付しています。申請地でも、玉ねぎを作付する予定です。スクリーンをご覧ください

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、芳賀町を中心に米・麦・大豆を作付しています。申請地でも、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長

(中田委員)

今回の北部調査委員長の19番中田です。

今回は私と5番小林委員、14番鈴木委員の3名と事務局2名で、19日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査および現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長お願します。

南部調査委員長

(田中徹委員)

今回の南部調査委員長の11番田中です。

今回は私と6番大塚委員、15番巻島委員の3名と事務局2名で、22日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件、使用貸借権の設定が3件の合計5件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可

	することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。 なお、番号3番につきましては、5番小林委員に関係する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、審議に加われませんので、番号3番とそれ以外に分けて審議いたします。
議長	最初に番号1番、2番及び番号4番から7番について審議いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の5ページをご覧ください。 今回は7件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。  1番については、太陽光発電設備への転用です。地図は1ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。 地球規模で問題になっているエネルギー問題に対して、国の目標である2050年までの脱炭素社会の実現への取り組みに貢献したいと考え、太陽光発電施設の設置を計画しました。 申請地は平地で、土砂災害警戒区域等の保全区域に該当しておりません。また、既存の電柱があり、市道に接しており、施工時に支障をきたさず、安全に太陽光発電を行うことができることから、事業地

として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、砂利採取への一時転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、主に建築資材の販売と生産を行っております。そのなかで砂利は常に採取をしていかなければストックが枯渇してしまうため、新規採取地の開発するため計画しました。

申請地周辺は砂利が豊富にある場所であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農用地ですが、一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任 3番の案件については最後にご案内します。

4番については、駐車場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、藤岡町赤麻に事業所を構え、運送業を営む法人です。海上コンテナを取り扱っており、近年の取り扱い数の増加により現時点で既に手狭となっており、駐車場を整備することを計画しました。

申請地は専務自宅の隣接地であり、防犯上の観点から最適であることから選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが 10ha 未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、資材置場兼駐車場への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は公共事業及び一般顧客等の土木工事一式を行う土木工事業者です。

現在岩舟町静戸に3か所の資材置場や駐車場を使用しているが、そのうち借りている1箇所が地主の土地売却により使用できなくなってしまうため、また今後の事業拡大の為、資材置場兼駐車場への転用を計画しました。

現在地は既に一部が資材置場兼駐車場として利用されており、またあらためて分筆し必要十分な敷地を確保する計画になります。

なお、農地を資材置場兼駐車場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番、7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページアページです。

譲渡人が別なため番号が別になっておりますが、同一事業者による同様の転用許可申請であるため、一括で説明いたします。

事業計画者は現在のエネルギー不足を少しでも緩和するため、農地をソーラーパネル用地として有効利用したいと考え太陽光発電施設を整備することを計画しました。

申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが 10ha 未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、2番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求める。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (中田委員)	<p>今回北部は、太陽光発電設備が1件、砂利採取が1件の合計2件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。
南部調査委員長 (田中徹委員)	<p>今回南部は、駐車場が1件、資材置場兼駐車場が1件、太陽光発電設備が2件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、15番巻島委員お願ひします。</p>
巻島委員	<p>15番巻島です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	番号2番について、10番田谷委員お願ひします。
田谷委員	<p>10番田谷です。</p> <p>2番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	番号4番について、11番田中徹委員お願ひします。
田中徹委員	<p>11番田中です。</p> <p>4番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>

議長	番号5番について、9番青木委員お願いします。
青木委員	9番青木です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。現地を確認してきましたが、何の問題もないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	番号6番、7番について、19番中田委員お願いします。
中田委員	19番中田です。 6番、7番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。現地を確認してきましたが、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
生澤委員	13番生澤です。 2番の案件について質問があります。 砂利採取について、砂利採取地と別に表土置場を設ける場合と、今回のように、申請地内に砂利採取地と表土置場を設ける場合があります。申請地内に砂利採取地と表土置場を設けることで、何か問題が生じないのか確認したい。
佐藤主査	砂利採取については、砂利採取法に基づく採取計画認可申請が必要になります。申請に当たって、砂利採取の方法及び埋戻し方法等について協議の上、計画しております。 また、事業計画者は市内で砂利採取を複数行っており、特に問題を起こしておりません。本件についても問題ないものと思慮しております。
議長	他に発言はございますか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 番号1番、2番及び番号4番から7番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議長	異議なしと認め、番号1番、2番及び番号4番から7番について、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	<p>次に番号3番について審議いたします。</p> <p>先ほど申し上げた通り、小林委員におかれましては、当該案件の審議開始から終了まで退席してください。</p> <p>(5番小林委員退席)</p>
議長	事務局より番号3番について説明をお願いします。
岡主任	<p>3番については、農業用施設としての駐車場への転用です。地図は3ページです。</p> <p>事業計画者は、大平町西山田においてぶどうを生産、販売しております。</p> <p>現在の直売所には12台分の駐車場がありますが、時間帯によっては駐車場が満車になり、駐車場待ちの渋滞により近隣に迷惑をかけている現状です。</p> <p>従業員用に10台分、来客用に29台分の駐車場を確保するため、駐車場を整備することを計画しました。</p> <p>申請地は現在の直売所から道を挟んだ向かい側の隣接地であり、十分な面積を確保できることから事業計画地としました。</p> <p>農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>
	以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (田中徹委員)	<p>今回南部は、駐車場1件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p>

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号3番について、13番生澤委員お願ひします。
生澤委員	13番生澤です。 3番の案件ですが、現地確認をしてきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	これより小林委員の入室を認めます。 事務局は小林委員に入室することを伝えてください。 (5番小林委員着席)
議 長	なお、2番の案件については、30アールを超えるので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する148件であります。事務局の説明は省略します。
議 長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（所有者不明農地）に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
高久次長	<p>議案第4号でお諮りする案件は、岩舟町古江の所有者不明農地について耕作希望者がいたため県の農業公社に賃料を払い、借人が来年2月1日から4年11か月の利用権設定を行うにあたり皆様にお諮りするものです。</p> <p>岩舟町古江と都賀町家中の所有者不明農地につきましては、亡くなった所有者と借人との農業経営基盤強化促進法に基づく契約期間が切れていたものについては、8月の総会でほとんどの筆の利用権設定についてお諮りしご承認をいただきましたが、今回の1筆は1/31まで契約が残っていたため、今回改めて利用権設定をお諮りするものです。</p> <p>なお、利用権設定期間が4年11か月間となっているのは、8月の総会でご承認いただいた岩舟町古江の他の筆の利用権の終期がR12.12.31までとなっており、終期をそろえるためでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案の通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案の通り承認することに決定いたしました。</p>

議長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。</p> <p>県農業振興公社に関する4件であります。事務局の説明は省略します。</p>
議長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号「行政不服審査法第45条の規定に基づく審査請求に対する採決について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
高久次長	<p>本案は、令和7年4月22日付けで審査請求人が提起した令和5年9月28日付け査農委第5-53号により農業委員会が行った農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しを求める審査請求</p>

について、別紙のとおり裁決し、裁決書（案）のとおり決定してよろしいかお諮りするものです。

別添資料「議案第7号 裁決書（案）」をご覧ください。1ページの中段、「主文」は審査請求についての結論であります。「本件審査請求を却下する」、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものであり、期間を経過した正当な理由があったとは認められないものでございます。

次に、主文の理由についてご説明いたします。はじめに、「第1 審査請求の趣旨」についてですが、処分庁:栃木市農業委員会が令和5年9月28日付けで審査請求人に対して行った農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用のための賃借権設定の許可処分の取消しを求めております。

次に「第2 経過」ですが、社会福祉法人は処分庁に対し、令和5年8月23日付けで「農地法第5条第1項の許可申請書」を提出いたしました。この申請書は、譲渡人を審査請求人ほか9名とし、譲受人を社会福祉法人とする連名のものとして作成されており、社会福祉施設の設置を転用目的として、審査請求人らが所有する農地について社会福祉法人に対する賃借権の設定の許可を求めるものとして作成されておりました。

2ページをお開きください。2としまして、処分庁は本市農業委員会総会から本件申請については許可することを相当とする旨の議決を受けた後、栃木県農業会議において開催される常設審議委員会に対する意見聴取の後、本件申請に対し、本件処分をすることとして、令和5年9月28日、社会福祉法人に対して同日付け指令書を交付いたしました。

3としまして、審査請求人は令和7年4月22日本件処分を不服として、審査請求を行いました。なお、本件申請については同年7月7日に審査請求の趣旨の補正を行いました。

次に「第3 審査請求人の主張の要旨」ですが、本件の指令書が審査請求人に交付されておらず、誰によるどのような内容の処分だったのかを知ることは出来なかったなどと主張し、本件処分がされた日の翌日から起算して1年間の経過後の本件審査請求には正当な理由があると主張しております。

また、審査請求人は実際には審査請求人らと社会福祉法人との間で本件土地に係る賃貸借契約が締結されていないことや、本件の申請が審査請求人に諮られていなかったこと、当時の連署がないこと、指令書が審査請求人に交付されていないことなどを主張し、本件処分は取消されるべきとしております。

次に「第4 処分庁(農業委員会)の意見の要旨」です。本件処分が

令和5年9月28日付けでされているのに対して、本件の審査請求は令和7年4月22日付けでされており、客観的審査請求期間を経過しているとの意見を述べております。

そして、処分庁は審査請求人が令和5年11月28日に本件土地に社会福祉施設を建設するために執り行われた地鎮祭に出席して玉串奉奠を行っていたことや、地鎮祭以降に本件土地で建設工事が進められていたことから、審査請求人は遅くとも同日時点で本件土地が社会福祉施設に転用されることと、その手続きを認識していたと捉えるべきであって、その後本件の審査請求をするまでの間、何らの措置も講じていなかつたことなどから、客観的な審査請求期間の経過に正当な理由が認められないとの意見を述べております。

次に、「第5 裁決の理由」としましては、まず行政不服審査法の規定がございます。同法第18条第2項は、処分についての審査請求は、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときはすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではないと規定しております。これは客観的請求期間となります。

また、同法第45条第1項は、「処分についての請求期間が法定の期間経過後にされたものである場合や、その他不適法である場合には、審査庁は裁決で当該審査請求期間を却下する。」と規定しております。

裁決の理由の2つ目の判断ですが、まず(1)の客観的審査請求期間についてですが、本件審査請求は令和5年9月28日付けの本件処分に対して、約1年半が経過した令和7年4月22日付けでされたものであり、客観的審査請求期間を経過していることは明らかであります。また、客観的審査請求期間を経過している場合、正当な理由があるか無いかの判断を行うことになります。

まず、本件におきましては、指令書が社会福祉法人にのみ交付され、審査請求人には交付されていなかつたという事情があることは認められます。

しかし、処分庁の令和7年9月10日付け意見書に対する審査請求人の令和7年10月6日付け反論書によれば、審査請求人は令和5年11月28日に本件土地を農地から転用する目的とされていた社会福祉施設の設置のために執り行われた地鎮祭に地元地権者10名の代表として招待され出席し玉串奉奠を行っております。

また、同日以降に審査請求人の自宅の近隣地にある本件農地が、農地ではなくしていく様相を日常的に把握することができていたことが明らかになっております。

以上のことから、審査請求人は遅くとも令和5年11月28日時点から社会福祉法人により開発行為が行われ農地が社会福祉施設用

地に転用されることを認知していたと認めることができます。

加えて、審査請求人は反論書で令和5年6月30日にグループ会社と本件土地の売買契約を締結したという事情を前提として、農地の転用については当然グループ会社が手続きを進めたと認識してしておりますので、このことから審査請求人は地鎮祭が執り行われた令和5年11月28日時点で本件の土地を社会福祉施設用地に転用するために必要な農地法上の許可申請がされ、これが許可されていたことを把握することができたと認める事ができます。

以上のとおりであるため、審査請求人が本件処分のあった日の翌日から起算して1年が経過するまでの間に何らの措置も講じなかつたことについて、社会通念上相当な理由があると評価することができず、「正当な理由」があったとは認められないものでございます。

「3 結論」としまして、本件審査請求は、行政不服審査法第18条第2項に規定する客観的審査請求期間を経過した後にされた不適法なものであります。よって、その余の審査請求人の主張については判断を要さず、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき主文のとおり裁決いたします。

裁決書（案）についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

中田委員 19番中田です。

本件について地元委員として知り得ている情報はありますか。

田中徹委員 11番田中です。

10月以降、地権者から話を聞く機会がありましたのでそれについてお伝えします。

先ほどの事務局説明にもありましたが、審査請求人は地鎮祭や開所式に元地権者の代表として出席したとお聞きしました。そして社会福祉法人が事業を行うことも知っていたはずだと聞きました。

元所有者の皆さまは全員転用された現状に不満は無く、農地へ戻して欲しいとは思っていないとのことでした。

土地の所有権の移転手続きについては全員グループ会社の代表に一任していたようで、土地の売買契約は先にされていたそうです。

農地転用の許可申請については皆さんが内容について説明を受けて、開発行為許可に同意をし、実印を押していると伺った。

審査請求については、審査請求人以外の方たちは議員の行動や新聞の内容等に不信を持っていると聞いている。

議長	他に発言はございますか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第7号について、原案の通り承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に日程第4報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	発言がないようですので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。 (質疑なし)
議長	発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年12月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時59分]

事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 (若 色)

署名委員 (鈴 木)

署名委員 (巻 島)